

令和3年4月23日
保健福祉政策部
世田谷保健所

世田谷区統括保健師の設置について

1 主旨

区は、保健師を本庁・総合支所はじめ、保健福祉に関わる部門に配置し、令和3年4月1日現在、119人が常勤保健師として保健福祉業務に従事している。

区の保健師業務は近年、政策課題の多様化に応じて、多岐にわたっており、保健師の保健活動に関する組織横断的な総合調整機能や計画的な人材育成が課題となっていた。

とりわけ新型コロナウイルス感染症をはじめ、新興・再興感染症の感染拡大時に、専門人材を迅速かつ機動的に必要な部署に参集・配置するための調整業務の確立は急務となっている。

このような状況を踏まえ、今般、保健師が担う業務を組織横断的に調整し、人材育成・指導等を行うことを目的として「世田谷区統括保健師」を設置したので報告する。

2 統括保健師の役割（詳細は別紙「世田谷区統括保健師設置規程」のとおり）

- (1) 複数の部又は課に係る保健師の業務について、当該部又は課の間の連絡調整及び情報共有を行うこと。
- (2) 保健師に対し、技術的な指導を行うこと。
- (3) 研修その他の保健師の人材育成に係る企画及び立案をし、これらを実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事務を行うこと。

3 令和3年度統括保健師

世田谷保健所 玉川保健相談課長 高橋 裕子
(任命期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日)

世田谷区訓令甲第14号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所

世田谷区統括保健師設置規程を次のように定める。

令和3年4月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区統括保健師設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、保健師が処理する業務を組織横断的に調整し、人材育成を含む技術的かつ専門的な側面から効果的かつ効率的な支援を図るために設置する統括保健師について、必要な事項を定めるものとする。

(指名)

第2条 区長は、保健師のうち、職員の職名に関する規則の施行に関する規程(昭和46年4月世田谷区訓令甲第6号)第2条第1項に規定する参事又は同条第3項に規定する副参事の職層にあるもののうちから1名を、統括保健師として指名する。

(担当事務)

第3条 統括保健師の担当事務は、次のとおりとする。

複数の部又は課に係る保健師の業務について、当該部又は課の間の連絡調整及び情報共有を行うこと。

保健師に対し、技術的な指導を行うこと。

研修その他の保健師の人材育成に係る企画及び立案をし、これらを実施すること。

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事務を行うこと。

2 統括保健師は、前項各号に掲げる担当事務を処理するに当たっては、上司の指揮監督を受けるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、統括保健師に関し必要な事項は、別に定める。